

# 弁護士による

簡易・迅速・適正・低額なトラブル解決

## 新型コロナウイルスに関する トラブル解決ADR

新型コロナウイルスに起因して発生したいろいろなトラブルの早期かつ円満な解決を目指します

### Q どんなときに使えるのですか？

A 新型コロナウイルスに起因して発生した様々なトラブルの解決にお使いになれます（ただし、宮城県内における紛争に限ります）。

～例えばこんなトラブル～

- ・新型コロナウイルスの影響で契約をキャンセルされた
- ・営業自粛の影響で売上が落ち、家賃が払えない
- ・自宅待機と言われ、給与を払ってもらえない

### Q どのように解決するのですか？

A 経験豊富な弁護士が、当事者の言い分をよく聞いて、和解による解決を目指します。

### Q 利用するにはどうしたら良いですか？

A このチラシの裏面を利用して申し込んで頂くことができます。申し込みにあたっては法律相談（電話相談でも結構です）を受けたことが必要です。法律相談は当弁護士会のほか各法律事務所や公共施設でも実施しています。相談時にADR利用の希望を担当弁護士に伝えてください。

### Q 感染が心配です。自宅等から参加することはできますか？

A Zoom や Google Meet などのウェブ会議アプリケーションを利用して、ウェブ会議で参加することもできます。ご希望の方は、裏面の申込書のチェック欄にチェックを入れてください。

### Q 時間や費用はどのくらいかかるのですか？

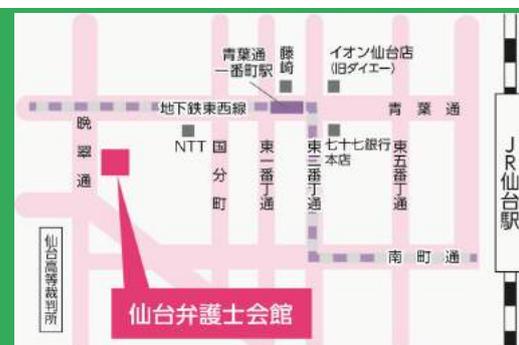
A 申立てから2か月程度での解決を目指します。申立てに費用はかかりません（ただし、和解が成立した場合には手数料がかかります。詳しくは裏面をご覧ください）。

## 仙台弁護士会 紛争解決支援センター

住所 仙台市青葉区一番町二丁目9番18号

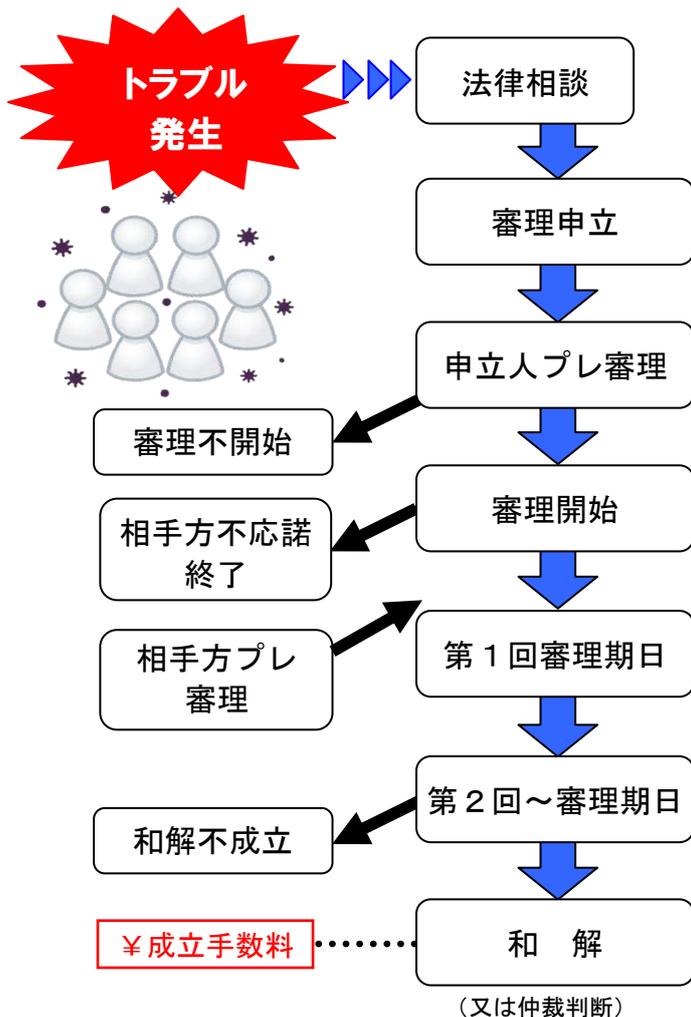
TEL 022-223-1005

受付時間 平日午前10時～午後4時



# コ ロ ナ A D R の 流 れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解あっせんをします。



## ■手数料など

### ●新型コロナウイルスに起因する事案

申立の前に、法律相談(電話相談可)を受けていただく必要があります。宮城県内における新型コロナウイルスに起因する紛争と認められる場合、原則として、申立手数料は無料で、和解が成立した際に、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金額	割合
100万円までの場合	4%+消費税
100万円を超え300万円の場合	2%+2万円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	1%+5万円+消費税
3000万円を超える場合	0.5%+20万円+消費税

### ■成立手数料早見表(税込)

解決金	成立手数料
10万円	4,400円
50万円	22,000円
100万円	44,000円
150万円	55,000円
200万円	66,000円
300万円	88,000円
500万円	110,000円
1,000万円	165,000円
2,000万円	275,000円

ウェブ会議による開催も可能です。また、申立内容を整理するサポート制度もありますので、気軽にご利用ください。



申立てを希望される場合は下記申込書へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送して下さい。下記申込書に記載の上、スキャンまたは写真撮影してメール添付し、下記メールアドレスに送信して頂いても結構です。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター 御中

(〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18 FAX: 022-726-2545)

メール: adrsenda@gmail.com

## ADR申込書

令和 年 月 日

ウェブ会議参加を希望します (Zoom Google Meet Teams が利用できます)  
(ウェブ会議用メールアドレス: \_\_\_\_\_)

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号	( )	携帯	
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号			

相談日 令和 年 月 日 相談場所 \_\_\_\_\_ 相談担当弁護士名 \_\_\_\_\_

※ 後日こちらから電話連絡をいたしますので、平日の日中に出ることができる電話番号を必ずご記入下さい。